

神奈川県請負工事成績評定要領

(目的)

第1 この要領は、神奈川県が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、公共工事の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって受注者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定は、次の各号に掲げる工事（以下「工事」という。）を対象とし、1件の請負代金額が500万円以上の工事について行うものとする。

- 一 工事請負費で実施する工事
- 二 委託料で実施する路面標示（区画線）工事

(評定者)

第3 第2の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、主任技術評価者、総括技術評価者、技術検査員が行うものとする。

- 一 主任技術評価者は、神奈川県工事執行規則（平成8年神奈川県規則第68号）第12条又は神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業庁管理規程第11号）第158条の規定による監督員（以下「監督員」という。）
- 二 総括技術評価者は、本庁契約により工事を発注している課（以下「工事主管課」という。）にあつては、当該工事を主管するグループリーダー、また出先機関にあつては、当該工事を担当する課の課長（以下「担当課長等」という。）
- 三 技術検査員は、神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第51条又は神奈川県公営企業財務規程第158条の規定による検査員（以下「検査員」という。）

(評定の方法)

第4 評定は、別に定める「神奈川県請負工事成績評定採点基準」により、工事ごとに監督又は検査で確認した事項に基づき、的確かつ公平に行うものとする。

- 2 評定の結果は、工事成績採点表（第1号様式。以下「採点表」という。）に記録するものとする。
- 3 評定は、評定者ごとに独立して行うものとする。

(評定の実施)

第5 監督員及び担当課長等は工事が完成したとき評定を行い、採点表を検査時に検査員へ提出するものとする。

- 2 検査員は検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点表の評定点合計。

以下「評定点」という。)を算定する。

(評定点の受注者への通知)

第6 発注者は、工事成績評定通知書(第2号様式。以下「通知書」という。)と項目別評定点(第3号様式)により評定点を遅滞なく受注者に通知するものとする。

(評定点の修正)

第7 発注者は、第6の通知をした後、当該評定点を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 発注者は、前項の修正を行ったときは、その結果を遅滞なく受注者に通知するものとする。

(説明請求)

第8 第6又は第7第2項による通知書を受けた受注者は、受理した日から14日以内に書面により、発注者に対して評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求の提出)

第9 第8の説明を求める書面の提出先は発注者とする。

(説明請求に対する回答)

第10 発注者は、通知書を受けた請求者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに回答書(第4号様式)により回答するものとする。

(評定点の公表)

第11 評定点は、別に定める「神奈川県工事成績評定結果の公表に関する実施要領」により公表するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行し、同日以降に成績評定を行う工事について適用する。

工事成績採点表

番号 課・事務所名

工 事 名	請 負 者 名																									契約金額(最終)								
	工 期					平成 年 月 日 から 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日																		
考査項目	細 別	主任技術評価者					総括技術評価者					技術検査員 (出来形・中間)					技術検査員 (出来形・中間)					技 術 検 査 員 (完 成)												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2						+ 点																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ 点																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点																	
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点																	
評定点計		点					○出来形(中間)検査があった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2)= 点 ※但し、③(出来形、中間)が2回以上の場合は平均値 ○出来形(中間)検査がなかった場合: (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4)= 点																											
7. 法令遵守等	※7						- 点																											
評定点合計 ※8		点					○評定合計(点)-法令遵守等(点)= 点																											
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※9						履行 不履行 対象外																											
所 見 ※5		(主任技術評価者)										(総括技術評価者)										(技術検査員)												

※1 6.5点 + 1. ~ 3. の評定(加減点合計) + 4. ~ 6. の評定(加減点合計) = 評定点

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、主任技術評価者からの報告を受けて総括技術評価者が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 4. , 5. , 6. は加減点のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5 a・d・e評価があればその内容を、または特別の事項があれば記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、技術検査員の評価に先立ち、主任、総括技術評価者が行う。

※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価者が行う。

※8 評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。技術提案の履行確認は総括技術評価者が行う。

第2号様式

年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、神奈川県請負工事成績評定要領に基づき評定した結果を次のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、(発注者)に対してその疑問の旨を付して、この通知書を受領した日から起算して14日以内に書面により説明を求めることができます。疑問の旨に対する説明は、書面により行います。

説明を求める場合の手続き等については、下記までお問い合わせ下さい。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 工 期 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
- 4 検査年月日 平成 年 月 日
- 5 評 定 点 点
- 6 競争参加資格で指定された登録業種
- 7 手続き等の問い合わせ先

(住 所)
(事務担当課名)
(電話番号)

事務所名：
受注者名：

検査番号

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点 / (標準点) / 満点
1. 施工体制	I 施工体制一般	/ (2.9) / 3.3
	II 配置技術者	/ (2.9) / 4.1
2. 施工状況	I 施工管理	/ (9.4) / 13.0
	II 工程管理	/ (6.1) / 8.1
	III 安全対策	/ (6.2) / 8.8
	IV 対外関係	/ (2.9) / 3.7
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	/ (9.3) / 14.9
	II 品質	/ (9.4) / 17.4
	III 出来ばえ	/ (6.5) / 8.5
4. 工事特性 (加点のみ)	I 施工条件等への対応	/ (3.3) / 7.3
5. 創意工夫 (加点のみ)	I 創意工夫	/ (2.9) / 5.7
6. 社会性等 (加点のみ)	I 地域への貢献等	/ (3.2) / 5.2
評定点計		/ (65.0) / 100.0
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		/ (65点) / 100点

第4号様式

年 月 日

(受注者) 様

(発注者) 印

工事成績評定に係る説明書 (回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定の内容について、
次のとおり回答します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 箇 所
- 3 評定内容の説明

問い合わせ先